
教 育 委 員 会 規 則

高知県教育委員会に係る高知県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例の施行に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年10月31日

高知県教育長 長岡 幹泰

高知県教育委員会規則第22号

高知県教育委員会に係る高知県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例の施行に関する規則の一部を改正する規則

高知県教育委員会に係る高知県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例の施行に関する規則（平成28年高知県教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

題名中「提供」を「提供並びに個人番号カードの利用」に改める。

本則中「高知県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例（」を「高知県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供並びに個人番号カードの利用に関する条例（」に、「高知県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例施行規則」を「高知県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供並びに個人番号カードの利用に関する条例施行規則」に改める。

附 則

この規則は、令和5年11月1日から施行する。

高知県教育委員会規則

- ◎ 高知県教育委員会に係る高知県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例の施行に関する規則の一部を改正する規則